

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月及び同年12月

私が最初に勤務した会社は厚生年金保険に加入していなかったため、給料日に国民年金保険料として別に準備しておき、保険料を集金に来ていた市役所の職員に納付した。私が不在のときは母が立て替えて職員に納付してくれていたのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が納付したと申述する国民年金保険料額は申立期間の法定保険料額と一致している。

また、申立人は申立期間の保険料について、市役所から集金に来ていた職員に納付したと主張しているところ、申立人が居住していた市では、年金相談員の名称で年金相談等のため戸別訪問し、居住者から保険料集金の依頼があれば非常勤職員が集金を行っていたことが確認でき、申立人は、集金日には申立人自身かその母のどちらかがいつも在宅していたと述べていることから、申立期間の保険料を集金により納付していたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の保険料を立て替えて納付していたとする申立人の母は、申立期間を含めて保険料をすべて納付しており国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年9月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から45年3月まで
② 昭和45年12月から47年6月まで
③ 昭和58年9月(付加保険料込み)

昭和36年から37年ごろ、次男のクラスメートの母と年金の話になったときにその母の夫から「年を取ったとき、たとえ少なくとも国の年金を掛けておくことは、子供たちから小遣いをもらうよりいいと思うから入っておくと良い。」と言われ、その母と共に国民年金に加入することにした。その後、きちんと納付していたのに申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が昭和47年7月に国民年金に任意加入した後、60歳になるまでの間の未納期間は申立期間の1か月のみであり、その前後の期間は納付済みであることに加え、当時居住していたA市では国民年金保険料は3か月ごとに納付する方法であったことから、1か月だけが未納となっていることは不自然であり、申立期間について付加保険料を含めて納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人は国民年金の加入手続を昭和36年から37年ごろに申立人の知人と年金の話をした後に行ったと主張するところ、36年12月から1年間においてB区役所に払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査の結果、申立人の氏名は確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人と年金の話をしたとする知人は既に亡くなっており、証言を得ることはできない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 9 月の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から49年12月まで

私は、婚姻後、A区に在住しB郵便局等で夫と二人分の国民年金保険料を納付していたので、昭和42年4月から49年12月までの期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月にA区内で転居しており、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は同年7月から納付済みであり、50年1月以降は夫婦共に保険料を納付していることから、申立人の48年7月から49年12月までの保険料は納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和42年4月から48年6月までの期間については、申立人は年金手帳を2冊所持しているところ、1冊はC県で発行された国民年金手帳で旧姓で資格を取得し、42年1月27日の同県D郡E町での検認記録以降に氏名、住所変更等の記載は無く、もう1冊はA区で発行された年金手帳で、婚姻後の48年7月に転居した住所が記載されていることから、申立期間のうち42年4月から48年6月までの期間は、同区において申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金の氏名及び住所変更手続が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをう

かがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで

私は昭和46年6月に婚姻し、夫の国民年金保険料は、私がA信用金庫B支店(当時)で納付しており、私も47年1月に退職後国民年金に加入し、その後、夫婦二人分の保険料は私が一緒に納めてきた。申立期間について夫の保険料は納付済みとなっていて、私の分だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和48年3月29日発行の記載があることから、申立期間は、国民年金保険料を現年度及び過年度納付することが可能な期間であり、国民年金加入当初から保険料が未納となっているのは不自然である上、申立期間は15か月と比較的短期間である。

また、申立人は夫婦二人分の保険料を一緒に納付したと主張するところ、申立人及びその夫の国民年金手帳に貼付された領収印の日付から、申立期間後の昭和48年7月27日から52年2月26日まで夫婦同一日に納付していることが確認できる上、申立期間に係る申立人の夫の保険料は納付済みとなっていることから、申立人についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年3月まで

私が20歳になった昭和49年*月ごろに、母がA市役所（現在は、B市役所）の窓口で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は母が納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び3か月の未加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、当時、申立人の保険料を納付していた申立人の母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から、申立期間を含めて60歳になるまでの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人が20歳になった昭和49年*月ごろに払い出されたと推認でき、国民年金の加入手続きを行いながら、その当初の4か月を未納とするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年3月まで

私の父は、昭和49年6月ごろに第2回特例納付により、私が20歳になった43年*月からの未納分の国民年金保険料をすべて納付してくれたはずであり、その父も87歳と高齢のため、過去にさかのぼって納付したことは記憶していないが、申立期間の1年分のみ納付しないのは不自然であるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得時期から昭和49年4月ごろに払い出されていることが推認でき、申立人の特殊台帳により、同年6月28日に、申立期間前の43年11月から47年3月までの期間(41か月)の国民年金保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間を除き未納は無く、長期間にわたって前納制度を利用している上、申立期間に係る保険料を納付していた申立人の父は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまでの保険料を完納しており、申立人の家族の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和49年4月の時点で、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、申立人の父が申立人の20歳時にさかのぼって保険料を特例納付しながら、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から同年7月までの期間及び48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から同年7月まで
② 昭和48年3月

私は、昭和36年1月に厚生年金保険に加入したが、48年3月に資格を喪失したので、年金の加入を続けるため、同年4月に国民年金に加入し、同年4月から同年6月までの国民年金保険料をA区B事務所で納付した。

その時の受付職員から、過去に3か月間(昭和45年6月から同年8月)、未納があるが、今、過去の未納期間の保険料を納付するキャンペーンをしているとの話があったので、既にC共済組合に加入していた49年12月に特例納付をして、その領収証書があるのに、45年6月及び7月が未加入、48年3月分が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付したとする時期は、第2回特例納付期間であり、申立人が所持する国民年金印紙売捌代金領収証書の保険料納付期間は、C共済組合に加入していた昭和49年1月から同年3月までの期間であり申立期間①と異なるが、納付した保険料は第2回特例納付保険料と同額であることが確認でき、30年を超えた現時点でも保険料の還付は行われていない。

また、申立人は、昭和48年7月にC共済組合に加入していることを踏まえると、49年12月に保険料を納付することは考えにくく、申立期間①は第2回特例納付として保険料を納めたと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、申立人は、国民年金手帳発行日の昭和 48 年 4 月 18 日に国民年金に加入していることが確認でき、この時点で申立期間②に係る保険料は現年度納付が可能である。

また、申立期間②は 1 か月と短期間であり、保険料を納めたものと考えるのが自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2390

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年11月まで

平成元年4月ごろに私の母が国民年金の加入手続をしてくれて、その後、国民年金保険料の納付書が届いた。

私は、申立期間中はアルバイトをしていたが、保険料を納付する資金がなく、母が保険料を立て替えて納付していたはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者が、平成元年5月に加入手続を行っていることから、申立人も同時期に国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

また、申立期間は現年度納付が可能であり、申立期間は8か月と短期間であることから、加入後の同年12月に厚生年金保険に切り替えるまで未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和24年2月1日）及び資格取得日（26年5月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を24年2月から同年4月までは5,400円、同年5月から同年9月までは6,000円、同年10月から25年9月までは7,000円、同年10月から26年4月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年2月1日から26年5月1日まで

私は、昭和21年7月から60年3月までA社に継続して勤務し、申立期間においては、B支店管轄の事務所にいたが、厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C本社から提出された「在籍証明書」、雇用保険の加入記録及び元同僚の証言により、申立人は、申立期間を含めて、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同社C本社は、申立人が申立期間に同社B支店管轄の事務所に在籍していたことを認めている上、申立人が同社人事部門から退職記念に受け取ったとする人事記録の写しにより、申立人は、申立期間当時同社B支店に在籍し、同支店管轄の事務所勤務を命じられていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和

24年1月及び26年5月の社会保険事務所（当時）の記録により、24年2月から同年4月までは5,400円、同年5月から同年9月までは6,000円、同年10月から25年9月までは7,000円、同年10月から26年4月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る関係資料を保管しておらず、保険料を納付していたか不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年2月から26年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和26年1月10日、資格喪失日は29年1月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年1月から同年7月までは3,500円、同年8月から27年7月までは4,500円、同年8月から28年8月までは5,000円、同年9月から同年12月までは7,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月10日から29年1月5日まで
私は、昭和26年1月からA社に勤務していたが、そのときの厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の旧姓(B)と同一姓同音名(「C」生年月日は昭和9年*月*日)の被保険者の記録が確認できるとともに、当該被保険者の資格取得日は26年1月10日、資格喪失日は29年1月5日と記載されている。

また、申立人は、生年月日について、「本当の生年月日は、昭和9年*月*日であるが、火事でD県E町(現在は、F市)の庁舎が焼けて、戸籍が消滅し、再度作成するときに親戚が10年*月*日で届出したため、現在の生年月日になっている。」と述べているところ、戸籍には、「昭和*年*月*日火災のため滅失につき、昭和*年*月*日再製」と記載されている。

さらに、G中学校の昭和24年度卒業生台帳には、Bの記載は無く、「氏名:C、生年月日:昭和9年*月*日」との記載があるところ、複数のG中学校の同級生は、「同学年に、同姓同名はいなかった。」と供述し

ていることから、当該記載は、申立人のものであると認められる。

加えて、上記厚生年金保険の記録は、現在も基礎年金番号に統合されていないこと等から、申立人に係る記録と認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年1月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、29年1月5日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から、昭和26年1月から同年7月までは3,500円、同年8月から27年7月までは4,500円、同年8月から28年8月までは5,000円、同年9月から同年12月までは7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及びA社D本社における資格取得日に係る記録を昭和28年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年2月28日から同年4月1日まで
私の夫は、昭和24年にA社に入社し、56年12月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険に空白期間があることは納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が申立人の妻に交付した在籍証明書及び人事台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社から提出された人事台帳により、昭和28年3月に「本社E部F課」の記載及び同年3月1日に給与改定の記載があることを考え合わせると、同年3月1日に同社D本社に転勤となって昇給したと考えるのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和28年1月及び同年4月の申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和41年8月8日、資格喪失日は42年1月16日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月8日から42年1月16日まで

私は、申立期間において、B社からその系列会社のA社へ出向し、A社が所有するC丸に乗船したが、その期間の船員保険の加入記録が無い。C丸に乗船したことを示す船員手帳を提出するので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社が所有するC丸に乗船した。」と主張しているところ、A社の船員保険被保険者名簿において、生年月日が昭和13年*月*日と申立人とは異なっているが、申立人と同姓同名の被保険者の41年8月8日資格取得、42年1月16日資格喪失という記録が確認でき、申立人が所持する船員手帳に記載されたC丸における雇入年月日(41年8月9日)、及び雇止年月日(42年1月15日)とおおむね一致している。

また、当該事業所から提出された「被保険者番号台帳」において、申立人の生年月日が昭和13年*月*日と記載されていることから、当該事業所は、申立人の資格取得の届出に際し、申立人の生年月日を誤って届け出たと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓同名で生年月日の異なる被保険者名簿の記録は、申立人に係る記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和41年8月8日に船員保険の被保険者資格を取得し、42年1月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該被保険者名簿の記録により、3万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年6月21日まで

私は、昭和43年4月2日から51年10月1日までA社に継続して勤務したにもかかわらず、43年5月に資格期間の空白があることは納付できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社（B（地名））から同社本社（C区）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「昭和43年4月に入社し、2、3週間の研修の後にB（地名）の工場に配属になり、その1か月後に本社に転勤した。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人のA社本社（C区）に係る資格取得日とおおむね時期が一致することから、同年6月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B（地名））における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿

に昭和43年5月21日に資格喪失した記載があり、同じく事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に同年6月21日資格取得と記載されていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から48年3月まで

私は、20歳になった昭和44年*月ごろ、A町役場（現在は、B市役所C支所）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は地域の自治会の役員が集金で収納していた。また、46年6月に結婚後、妻が国民年金に加入してからは、妻が二人分の保険料を一緒に納付していたのに未納となっている期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日から、国民年金手帳記号番号は昭和48年12月に払い出されていることが確認でき、申立期間のうち46年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の妻の被保険者台帳から、その妻は、昭和50年4月ごろに国民年金に加入し、同年5月及び7月に昭和48年度と49年度の保険料を過年度で納付し、50年12月に第2回目の特例納付で47年3月から48年3月までの保険料を納付していたことが確認できるところ、申立人は、申立期間の保険料を特例納付したとは述べておらず、申立人の妻が国民年金に加入してからは、その妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとの主張には不自然さが見られる。

さらに、申立期間は50か月と長期間である上、申立期間の過半は時効により納付できないことから申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2392

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月から49年3月まで

私は、祖母が私に「おまえも20歳になるので国民年金に入るから。」と言ったことを覚えている。自宅に市の集金人が来て、祖母が私の国民年金保険料を納付した。祖母が亡くなってからは母が、母と私の保険料を納付した。祖母と母の国民年金の納付記録はすべて納付済みとなっている。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の祖母及び母は既に亡くなっていることから加入手続及び保険料納付の詳細は不明である上、市保管の国民年金手帳記号番号払出簿から申立人が20歳到達となる昭和46年*月から47年9月までの期間について縦覧調査の結果、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、市保管の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和50年3月であることが確認でき、手帳記号番号払出しの時点で47年12月以前の保険料は時効により納付できず、48年1月から49年3月の保険料は過年度保険料であるため、現年度保険料のみを取扱う市の集金人が集金することはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から7年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から7年6月まで

私は、短期大学卒業後、A事業所の派遣職員（B（職種））として働き始めた。申立期間当時、国民年金への加入及び国民年金保険料の納付方法等について全く理解していなかったのだが、C市役所から電話で呼出しを受け、私が市役所の窓口へ出向いて加入手続を行い、その場で保険料を現金で納付したので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号、国民年金の被保険者資格取得年月日等が記載されていない上、オンライン記録に申立人の国民年金加入記録が無いことと一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、保険料の納付時期、納付方法、納付金額等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2394

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から48年12月まで

私は国民年金の加入について親に厳しく言われ、20歳になるのを待って、昭和43年*月ごろA区役所のB出張所で国民年金に加入し、国民年金保険料は町内会の役員が各戸に集金に回ったときに納付していたように記憶している。同年11月から48年12月までの保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年11月15日にA区に払い出された番号の一つであり、同時点で申立期間のうち46年9月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及びその母は、「申立期間当時、町内会の役員が保険料の集金に来ていた。」と述べているところ、A区役所では、「納税組合や町内会の役員に国民年金保険料の集金の委託は行っていない。」と回答しており、申立期間当時の保険料の納付方法とは相違している。

さらに、申立期間は62か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2395

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年9月まで
平成7年5月から同年9月までの国民年金保険料は、母が納付したはずであり、納付済みになっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、被保険者となった日が平成4年*月*日、被保険者でなくなった日が5年3月25日、再加入で被保険者となった日が11年7月20日と記載されており、オンライン記録の申立人の被保険者資格の取得及び喪失の記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料は納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料納付を行ったとする申立人の母の記憶も明確でなく、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から同年12月まで

私は申立期間当時、大学に通っており、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、平成6年12月ごろ国民年金の加入手続を行ったと推認でき、申立人が所持する年金手帳から4年1月1日にさかのぼって被保険者資格を強制で取得したことが確認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った6年12月の時点で、申立期間のうち4年10月以前は時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立期間の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母の記憶も明確でなく、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年2月までの国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年2月まで

私は、申立期間当時、A大学の学生であったので、平成3年4月ごろ学生期間の国民年金保険料の免除を受けるため、B市役所で国民年金の加入手続と保険料の免除申請を行った。その後、年金手帳が送られてこないで、年金受給時に送られてくると思っていた。申立期間が保険料免除期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろ国民年金の加入手続と国民年金保険料の免除申請を行ったが、年金手帳は送られてこなかったと主張しているところ、B市では申立期間当時、国民年金の加入手続をした場合、即日手帳を交付していたとしていることから、申立人の主張との相違が見られる上、オンラインシステムによる氏名検索でも申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない。

また、保険料の免除が承認されるのは、申請を行った前月からその年度内までとなっていることから、通常、保険料の免除申請は毎年行う必要があるが、申立人は、手続を行ったのは平成3年4月ごろの1回のみと述べている。

さらに、申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2398

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から63年3月まで

私は、国民年金保険料はいつも夫婦二人分を一緒に金融機関で納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立期間のうち昭和58年4月から59年3月までの期間を除いては申立人の夫も未納であり、その夫は63年4月以降も平成2年8月まで未納である。

また、申立人の昭和63年7月から同年9月までの期間及び同年10月から平成元年3月までの期間の保険料は、オンライン記録により、夫が死亡した後の2年10月及び同年12月に納付されていることが確認でき、申立人のいつも二人分を納付していたとの主張と齟齬^{そご}が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2399

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 62 年 3 月まで

私は、成人になった時に国民年金の加入手続を A 市役所で行い、国民年金保険料を銀行口座振替で納付した。申立期間の保険料 52 か月分が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 57 年*月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 62 年 1 月に社会保険事務所（当時）から A 市に払い出された番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の第 3 号被保険者の加入手続日から同年 4 月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点で、申立期間のうち 59 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人は 20 歳になった昭和 57 年*月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる上、申立期間と同期間が未納となっている双子の姉の手帳記号番号が連番で払い出されている。

さらに、申立人は、「加入当初から保険料はその都度納付し、過年度納付をしたことはない。」と述べているが、オンライン記録によると、「納付書作成 昭和 62. 9. 8」の過年度納付書作成の記録が確認でき、申立内容には齟齬^{そご}がみられる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2400

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から53年3月まで

私は、結婚後の昭和45年ごろに父の勧めで国民年金に加入し、最初に過去5年分の国民年金保険料として、まとめて30万円前後を現金でA市役所に納付し、その後も現金で保険料を納付していた記憶があるため、13年間全くの未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人が国民年金の加入手続をとったのは、昭和55年5月ごろと推認でき、この時点で申立期間の国民年金保険料は、特例納付制度を利用するほかは時効により納付することができない。

また、申立人が初めて国民年金に加入した昭和55年5月ごろの時点で、申立人は既に満35歳を超えており、60歳までに国民年金の受給資格要件である納付月数300か月を満たすためには、過年度納付又は特例納付をする必要があり、特殊台帳により、昭和55年度に昭和53年4月から55年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は受給資格を満たすために過年度納付を選択したものと考えられる。

さらに、申立人は過去5年分の保険料として、まとめて30万円前後の保険料を納付したと主張するところ、申立人が主張する金額と実際に申立期間の保険料を特例納付する際に必要となる金額は大きく異なる。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から6年4月1日まで
A (機関) B支局に平成3年6月1日付けで再雇用され、C (職種) として6年4月1日まで勤務した。当該期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事異動通知書の写しにより、申立人がC (職種) として申立期間においてA (機関) B支局に勤務していたことは確認できる。

しかし、A (機関) は、オンライン記録により、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったが、61年9月30日に適用事業所でなくなっており、再度適用事業所となったのは平成14年1月4日であることから、申立期間は適用事業所ではない。

また、A (機関) は、「申立期間当時の関係資料は既に廃棄した。」と回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び当時の状況について確認できない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、私と同じ条件で再雇用された同僚はいなかった。」と供述していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 42 年 9 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間①については、地元（A県）の県議会議員の紹介により、昭和 42 年 6 月 1 日に、B 大学 C 学校（現在は、B 大学 D 学校）に E（職種）として採用され、同年 8 月まで勤務した。申立期間②については、勤務していた B 大学 C 学校から、同年 9 月 1 日に、F 事業所（現在は、G（事業所））に転勤となり、H（職種）として採用され、43 年 1 月末まで勤務した。いずれの申立期間においても、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B 大学 C 学校に E（職種）として正職員の身分で勤務していた。」と主張しているが、同大学は「C 学校は本学の一部門であり、申立人を本学の正職員として採用した記録がなく、申立期間当時、申立人が主張する E（職種）の雇用条件等は関係資料がなく不明である。」と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は所在が不明であり、申立期間当時の申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

さらに、B 大学は、I 共済の適用事業所であり、J（機関）では、K（法律名）と厚生年金保険法の適用関係について、K（法律名）により特定の学校は I 共済の適用を原則とすると説明しているところ、厚生年金保険法に基づき、I 共済が適用されると厚生年金保険法の被保険者とならないこと、申立人には I 共済の加入記録が無いこと及び申立人が E（職種）であったと主張していることを考え合わせると、正職員として

取扱いを受けていなかったと考えられる。

- 2 申立期間②については、元同僚の証言により、申立人がF事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和43年5月14日であることから、申立期間②は、当該事業所が適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所では、申立期間当時の在職者に確認したこととして、「当時は法人設立時期で、社会保険等の労務関係は不十分であった。」と供述している上、当時の関係資料は所在不明であることから、申立期間当時の状況を調査することができない。

さらに、元同僚の当該事業所における厚生年金保険加入記録は昭和43年8月1日資格取得となっており、当該事業所が適用事業所になった約3か月後の加入となっている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1864

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで

私は、中学校を卒業した後、A（職種）として事業所を転々とした後、昭和 32 年 6 月に B 区にあった C 社に就職した。その後、33 年 5 月に、B 区又は D 区にあった E 社に開店と同時に就職した。E 社の本社は、F 事業所又は G 事業所だった。厚生年金保険料は控除されていたので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B 区 H にあった C 社に勤務していた。」と主張しているが、オンライン記録により、C 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない（申立期間当時、I（業種）は適用業種ではない。）上、当該事業所の所在地を管轄する法務局は、「C 社」での商業登記は無いと回答している。

また、J 組合の事務局は、「B 区 H に同組合の支部は無く、C 社について確認できない。」と回答している。

さらに、申立人は、元同僚の氏名を覚えておらず、申立人の勤務実態及び当時の状況について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「B 区 K 又は L 区 M にあった E 社に勤務した。」と主張しているが、オンライン記録により、E 社という名称の厚生年金保険の適用事業所は確認することができない（申立期間当

時、I（業種）は適用業種ではない。）上、当該事業所の所在地を管轄する法務局は、「E社」での商業登記は無いと回答している。

また、申立人は、「当該事業所の本社は、F事業所又はG事業所であった。」と主張しているが、オンライン記録により、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所としての確認ができない上、当該事業所の所在地を管轄する法務局は、「F事業所」又は「G事業所」での商業登記は無いと回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚3名のうち、1名はオンライン記録において、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無く、ほかの2名はいずれも所在が不明であり、申立人の勤務実態及び当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 4 月 1 日まで
私は、A省B局（現在は、C省D局）で非常勤職員として働いていたとき、E庁（現在は、C省）への勤務を紹介され、申立期間において、E庁F局（現在は、C省G局）で非常勤職員としてH（職種）の仕事をしていた。当時、一緒にE庁に移った友人は、厚生年金保険に加入していると聞いているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C省人事担当課から提出された発令の決裁書類（昭和 55 年 9 月 25 日に起案）の写しにより、申立人は、55 年 10 月 1 日から 56 年 3 月 28 日までの雇用予定で、E庁F局I課に短期の非常勤職員として採用されたことが確認できる。

しかし、当該事業所は、「申立期間当時の非常勤職員の採用について、長期と短期に分けた採用を行っていた。」と回答しているところ、当該事業所から提出された「J（資料）」において、短期の賃金職員については、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入させない旨が明記されていることが確認できる上、申立人と同時に採用された短期の非常勤職員についても雇用期間中の厚生年金保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで

私は、A社に在職中、B社の面接を受け、すぐに来てほしいと言われて昭和 38 年 3 月 1 日にC（職種）として入社したが、同社での厚生年金保険の資格取得日が 40 年 3 月 1 日になっていることは納得できないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたD（資格証）及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所の当時の社会保険事務担当者は、「雇用保険と（健保組合の）健康保険には速やかに加入させたものの、厚生年金保険への加入には、従業員が消極的だったことと、出入り（入社、退職）が激しかったことから、入社してすぐには加入させていなかった。加入時期は決まっておらず、各部署の責任者から連絡がある都度、該当者について加入手続をしていた。」と供述しているところ、当該事業所において申立人の資格取得日と同日の昭和 40 年 3 月 1 日に資格取得している複数の元同僚は、勤務開始時期について、厚生年金保険の被保険者資格を取得した3か月から18か月前であった旨供述していることから、申立期間当時、当該事業所では、勤務開始から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証において、昭和 40 年 3 月 1 日に初めて資格を取得していることが確認でき、オンライン記録による申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日と一致する。

さらに、当該事業所は、「当時の資料は残っておらず、当時の状況につ

いて不明である。」と回答している上、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1867

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から10年1月まで

私は、平成8年9月から10年1月までの期間、A社でアルバイトとしてB（職種）の業務に従事したが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、給与明細書で厚生年金保険料の控除を確認していた覚えがあり、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人が平成8年10月20日から9年11月28日まで勤務していた。」と回答していることから、申立人が上記期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された申立人に係る源泉徴収簿兼賃金台帳の写しにより、申立人は、上記勤務期間において、給与から社会保険料を控除されていないことが確認できる。

また、B健康保険組合は、申立期間における申立人の加入記録は無いと回答している上、申立期間における申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1868

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年後半ごろから 52 年ごろまで

私は、A社に昭和 46 年後半ごろに入社し、52 年ごろに退職するまで、継続して勤務し厚生年金保険料を控除されているので、申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が提出した昭和 46 年から 52 年までの社会保険事務所（当時）の確認印のある健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書に申立人の氏名は無く、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は無い。

また、当該事業所は、「健康保険厚生年金保険標準報酬決定通知書に申立人の氏名が無いことから、申立人は正社員ではなかったと思われるため、厚生年金保険への加入はなかったのではないか。」と回答している。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1869

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月23日から同年11月1日まで

私は、勤務していたA社が、昭和32年8月23日に倒産した後も、事業を継承したB社に継続して勤務してきたのに、32年8月23日から同年11月1日までの厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、昭和32年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録により、申立人と同様にA社からB社に移籍したことが確認できる元同僚6名を調査した結果、このうち5名はB社が適用事業所となった昭和32年11月1日に資格を取得し、残る1名は同年12月1日に資格を取得していることが確認でき、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっている者はいない。

さらに、上記元同僚のうち、連絡の取れた1名は、「A社が倒産した後、B社に継続して勤務したが、移籍した直後は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、A社に勤務し、B社の立ち上げに参与した別の元従業員は、「会社設立当初2、3か月は、B社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、その後、昭和32年11月1日に適用事業所になったはずである。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1870

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 12 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 11 日まで A 大学 B 部から派遣されて、C 事業所 D (施設) に勤務をしていたが、C 事業所からの回答では、勤務実態はあるものの E 共済組合員ではなかったと言われた。厚生年金保険料を控除されていたはずなので申立期間を厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 事業所から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録により、昭和 54 年 4 月 1 日から 56 年 4 月 11 日まで、同事業所 D (施設) に F (職種) として勤務し、健康保険及び雇用保険に加入していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、「申立人の厚生年金保険の資格取得に係る届出及び厚生年金保険料の納付について確認できる資料は無いが、当時大学からの派遣者については、F (職種) の場合は 1 年更新で、雇用保険及び健康保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させない取扱いをしていた。」と回答しているところ、労働者名簿の「勤務条件その他」欄において、「健保、雇用保険加入」と明記されているが、年金加入の記載はない。

また、オンライン記録により、申立期間及びその前後の期間において、申立人と同様に勤務していた複数の元同僚は、当該事業所における厚生年金保険及び E 共済組合への加入記録は確認できない。

さらに、A 大学 B 部 G (施設) は、「大学から外部の事業所へ勤務する際に、勤務先の事業所との間で年金加入に係る取決めはなかったと思

う。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 8 月に A 社 B 支店に入社し、その後、同支店 C 営業所及び D 営業所に勤務し、44 年 5 月まで働いた。この期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における A 社 B 支店、同支店 C 営業所及び同支店 D 営業所の勤務実態について具体的に供述していることから、申立期間において A 社 B 支店、同支店 C 営業所及び同支店 D 営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社 E 支店（同社 B 支店は平成 10 年 10 月に適用事業所でなくなっており、同社 E 支店が資料を引き継いでいる。）の担当者は、「申立期間当時、C 営業所及び D 営業所の従業員は、B 支店において厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていた。」と供述しているところ、同社 B 支店に係る F 健康保険組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人は、元同僚の氏名を覚えていないことから、オンライン記録により、申立期間に A 社 B 支店管内に勤務した者で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の元同僚に確認したところ、申立人を覚えている者はおらず、申立人の勤務実態及び当時の状況は確認できない。

さらに、A 社 B 支店は、平成 10 年 10 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同支店の資料を保管している同社 E 支店は、「申立人に係る賃金台帳等は保存していない。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1872

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで
私は、昭和 52 年 2 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで A 社に勤務したが、その全期間の厚生年金保険の記録が空白になっていた。同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の元役員は、「申立人はパートタイマーで、当時、パートタイマーは社会保険（厚生年金保険、健康保険、雇用保険）に加入させていなかった。」と供述しているところ、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録は無い。

また、オンライン記録により、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していること及び元同僚の所在が確認できないことから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び当時の状況について具体的な証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 1873

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 59 年 10 月まで

私は、昭和 57 年 11 月から 59 年 10 月まで A 区に所在する B 社で C (作業) のアルバイトをしていた。午前 9 時から午後 5 時まで正社員と同じ勤務体制で働いており、日給 5,000 円の給与を週払いでもらっていた。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があり、申立期間が未加入であるとする年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立期間当時の職員の配置図及び元同僚の証言により、申立人が申立期間において B 社にアルバイトとして勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、事業主は、「本人の希望により厚生年金保険に加入させており、アルバイトでも加入している者はいた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当該事業所で申立期間当時にアルバイトであった者 19 人のうち 11 人は厚生年金保険に加入しているが、8 人は加入していない。

さらに、申立人は昭和 55 年 3 月 24 日に国民年金に任意加入し、申立期間中の 57 年 12 月 28 日に強制加入に種別変更し、その後も 60 年 3 月まで申立期間を含め、国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。